

○国立大学法人東京工業大学の保有する個人情報の開示の実施方法について

令和4年3月25日
情報公開・個人情報保護委員会決定

(文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施方法)

第1条 文書又は図画に記録されている保有個人情報は、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、第3号及び第4号に掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、大学がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を行うことができる場合に限る。

- 一 当該文書又は図画(当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、次号に規定するもの)の閲覧
- 二 当該文書又は図画を複写機により A3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A1判若しくは A2判の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 三 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 四 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法)

第2条 電磁的記録に記録されている保有個人情報は、次に掲げる方法により開示を行う。

- 一 当該電磁的記録を A3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- 三 当該電磁的記録を A3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- 四 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(保有個人情報の開示の実施方法の特例)

第3条 前2条に規定する方法では開示を行うことが困難であると委員会が認める場合には、前2条の規定によらない適切な方法で開示することができるものとする。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。